

家内労働法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案  
(家内労働法施行規則の一部改正関係)について(概要)

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課

**1. 改正の趣旨**

- 令和3年12月に「デジタル臨時行政調査会」(以下「臨調」という。)が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として、書面掲示、常駐・専任等代表的な7項目のアナログ規制について点検・見直しを行うこととされ、令和4年12月末の第6回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われている。
- 当該工程表において令和6年6月末が見直し期限となっている、家内労働法施行規則(昭和45年労働省令第23号)の一部を改正し、書面での掲示を求めている規定について、ウェブサイトへの掲載を併せて行うよう見直しを行う。

**2. 改正の概要**

家内労働法施行規則における書面掲示規制について以下の見直しを行う。

- 都道府県労働局長が一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して当該家内労働者及びその補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告する際、都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うこととしているところ、掲示した場合に当該勧告の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトにも掲載することとする改正を行う。(第2条第2項)
- 都道府県労働局長が最低工賃の決定に係る地方労働審議会の意見の提出があったときはその意見の要旨について都道府県労働局の掲示場に掲示することにより公示することとしているところ、掲示した場合に当該公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトにも掲載することとする改正を行う。(第4条第2項)
- 地方労働審議会が最低工賃の決定等に係る調査審議を行う場合に関係家内労働者及び関係委託者の意見を聽こうとするときに、当該事案の要旨等について都道府県労働局の掲示場に掲示することにより公示することとしているところ、掲示した場合に当該公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトにも掲載することとする改正を行う。(第6条第4項)

**3. 今後のスケジュール**

- 公布日: 令和6年6月下旬(予定)
- 施行期日: 公布日